

第4章 主な施設、主な経路

4.1 主な施設

(1) 主な施設の考え方

交通バリアフリー法の定義や、吹田市での基準を元に、以下のとおり定めます。

【主な施設の定義】

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われている施設かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活において利用する施設
 利用者が一定規模以上の施設
 広域的な利用がされている施設（駅からの利用者が多い施設）

【各施設の定義】

- ・ 公共・公益施設 : 国、府、市の主な施設
- ・ 教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・ 医療・保健施設 : (医療施設)入院施設があり、病床数が100床以上
- ・ 福祉施設 : 高齢者福祉施設、身体障害者福祉施設等
- ・ 公園施設 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・ 商業施設 : 吹田市商工振興ビジョンに記載されている、「第1・2種大規模小売店舗、商店街・商店会」

(2) 千里山・関大前地区の主な施設

以上の考え方から、千里山・関大前地区の主な施設は以下のとおりとします。

(表 -2、図 -11参照)

表 -2 主な施設

施設名	種類	選定理由
パレフタバ	商業施設	市民の利用が多い。
千里山商栄会		
千里山佐井寺図書館	公共施設	
関西大学・関西大学第一高等学校・ 関西大学第一中学校・関西大学幼稚園	教育施設	駅からの利用が多い。

4.2 主な経路

特定旅客施設と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設を結ぶ主な経路を、特定経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。また、その他の主な経路として準特定経路を選定しており、バリアフリー化に努めます。

各経路の位置づけ

・特定経路：

特定旅客施設と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設（以下「主な施設」とする）を結ぶ主な経路を、特定経路と位置づけます。

平成22年度（2010年度）を目標に、誰もが安全で安心して移動できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

・準特定経路：

特定旅客施設と主な施設を結ぶ経路のうち、まちなみの状況や地形的制約等により部分的にバリアフリー基準を満たすことが困難な経路を、準特定経路と位置づけます。

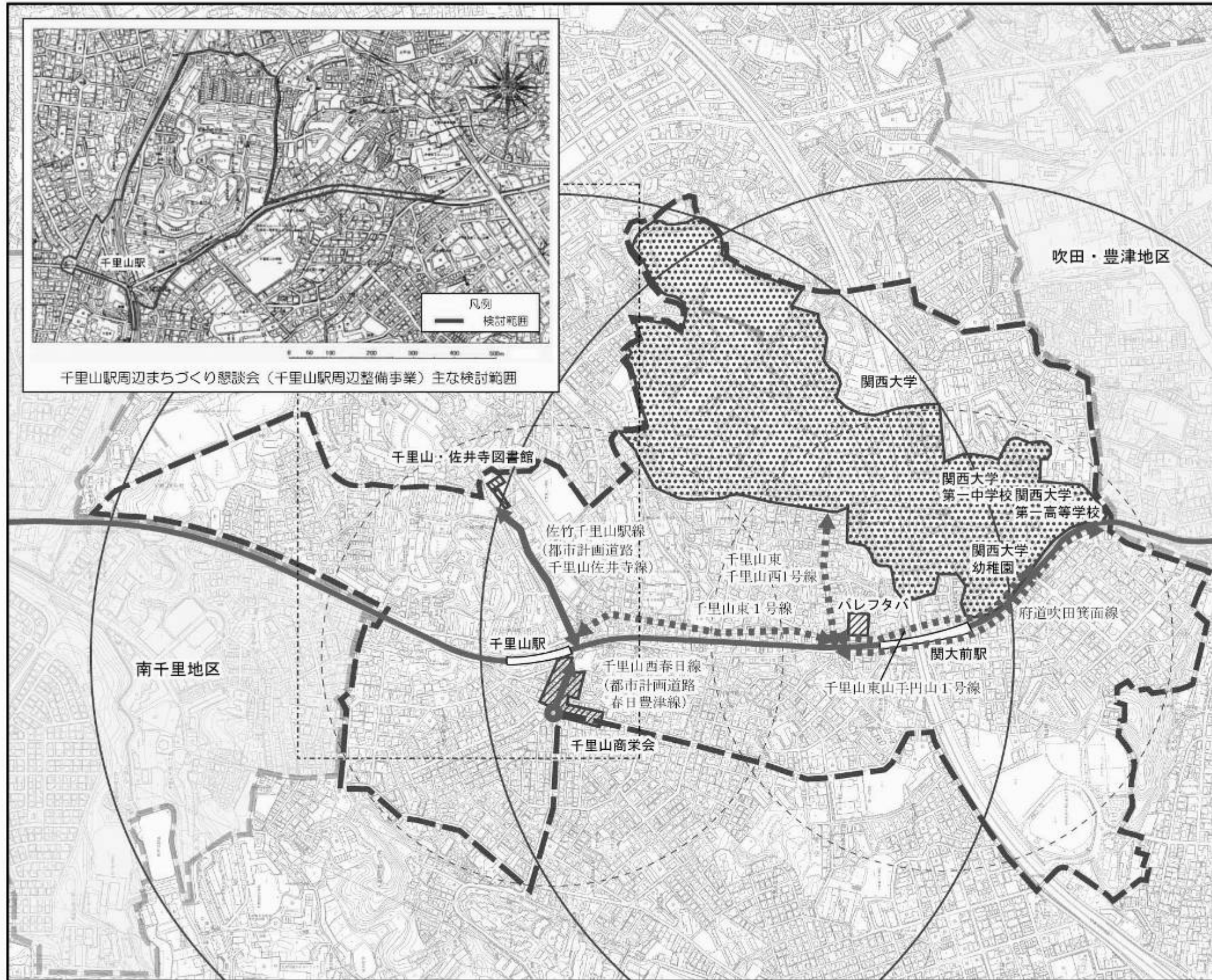
中長期的には基準に近づけるよう努めながら整備を進めます。

以上の考え方から、千里山・関大前地区の主な経路は以下のとおりとします。

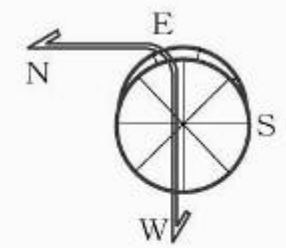
（表 -3、図 -11参照）

表 -3 主な経路

事業区分	管理者	路線名	道路延長 (km)
特定経路	市	佐竹千里山駅線（都市計画道路 千里山佐井寺線） （阪急千里山駅前踏切～千里山・佐井寺図書館前）	0.4
		千里山西春日線（都市計画道路 春日豊津線） （阪急千里山駅前踏切～千里山第一噴水前）	0.2
	小計		0.6
準特定経路	府	吹田箕面線 （阪急関大前駅北踏切～ 関西大学第1高等学校南踏切）	0.6
	市	千里山東1号線 （阪急千里山駅前踏切～阪急関大前駅北踏切）	0.6
		千里山東千里山西1号線 （阪急関大前駅北踏切～関西大学正門前）	0.3
		千里山東山手円山1号線 （阪急関大前駅北踏切～関西大学幼稚園南踏切）	0.4
	小計		1.9
合計		2.5	



凡 例	
	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設等
	千里山・関大前地区の重点整備地区
	他地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲
	特定経路
	準特定経路



図名 千里山・関大前地区 特定経路路線図

図 -11 千里山・関大前地区特定経路路線図